

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 12 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる年月日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和元年8月14日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生年月日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	平成30年12月15日 熊本市中央区大江地内	プレミスト大江 ザ・レジデンス 管理組合 (所有者) 駐車場天井部	75,600円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	平成31年4月8日 熊本県球磨郡山江村地内	個人 (車両運転者) 個人 (車両所有者) 軽乗用車	71,542円	
3	令和元年5月10日 熊本市南区南高江地内	個人 (車両運転者) 個人 (車両所有者) 軽乗用車	168,096円	

番号	発生年月日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両	和解事項
4	平成31年1月17日 熊本市北区龍田陳内地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
5	平成31年3月12日 熊本市南区江越地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	